

妊娠を希望する女性、妊娠を希望または妊娠している方の同居者へ



令和7年度 成人の風しん等予防接種のご案内

【概要】

妊娠初期（妊娠20週頃まで）にかかると「先天性風疹症候群」という目、耳、心臓などに障害がある子どもが生まれる可能性があるといわれている、風しんの流行を予防するために、予防接種費用の一部を助成します。

【対象期間】

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

【対象者】

接種日当日に鎌倉市に住民登録がある18歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

- 1 妊娠を希望する女性
- 2 妊娠を希望する女性の同居者
- 3 妊婦の同居者

ただし、下記のいずれかに該当する方は対象外です。

- 1 風しんの罹患歴がある方
- 2 過去に風しん単抗原ワクチン又はMRワクチン（麻しん風しん混合ワクチン）を接種したことがある方

※ 過去に風しんの予防接種を受けたことがある方で、風しん抗体検査を受け、結果が「抗体価が十分ではない」（陰性）の方、医師が予防接種を必要と認めた方は接種可能です。

【自己負担額】

医療機関ごとに費用が異なります。市の助成額との差額をお支払いください。

- | | | |
|----------------|-------|--------|
| ア 風しん単抗原予防接種 | 助成額上限 | 4,000円 |
| イ 麻しん風しん混合予防接種 | 助成額上限 | 7,000円 |

【自己負担金の免除について】

「同一世帯の家族全員が市民税非課税の方」「生活保護受給中の方」は、自己負担金が免除されます。詳しくは市民健康課にお問い合わせください。

【予防接種の受け方】

指定医療機関に予約をし、健康保険証等の住所や生年月日を確認できるものを持って受けてください。

予約の際に「市の助成を利用する」と伝えてください。

【鎌倉市指定の医療機関】

市民健康課や各支所の窓口にある一覧表または市のホームページでご確認ください。

【風しんとは】

風しんウイルスによっておこる急性の発しん性感染症で、風しんの免疫がない集団において、1人の患者から5～7人にうつす強い感染力を有します。ウイルスの感染経路は、飛沫感染で、ヒトからヒトへ感染が伝播します。

症状は不顕性感染から、重篤な合併症併発まで幅広く、特に成人で発症した場合、高熱や発しんが長く続いたり、関節痛を認めるなど、小児より重症化することがあります。

また、脳炎や血小板減少性紫斑病を合併するなど、入院加療を要することもあるため、決して軽視は出来ない疾患です。

予防のためには、予防接種が最も有効な方法といえます。ワクチンを接種することによって、95%以上の方が風しんウイルスに対する免疫を獲得することができると言われています。また、2回の接種を受けることで1回の接種では免疫が付かなかった方の多くに免疫をつけることができます。

※ 2回目以降の接種は、全額自己負担です。

【ワクチンの副反応】

1 回目のワクチン接種後の副反応として最も多く見られるのは発熱です。接種後 1 週間前後に最も頻度が高いですが、接種して 2 週間以内に発熱を認める人が約 13% います。

その他には、接種後 1 週間前後に発しんを認める人が数% います。アレルギー反応としてじんましんを認めた方が約 3%、また発熱に伴うけいれんが約 0.3% に見られます。

稀な副反応として、脳炎・脳症が 100 万～150 万人に 1 人以下の頻度で報告されていますが、ワクチンとの因果関係が明らかでない場合も含まれています。

【予防接種を受けることができない人】

- (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している人
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

※ 急性の病気で薬を飲んでいる人は、その後の病気の变化がわからなくなる可能性があるため、その日は接種を見合わせることを原則です。

- (3) ワクチンの成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある人

※ アナフィラキシーとは、通常接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔がはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が息苦しいなどの症状が続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

- (4) 被接種者本人の接種希望の意思が確認できない場合
- (5) その他、医師から予防接種を行うことが不適当な状態にあるという診断を受けた人

【接種を受ける前に医師と相談した方がよい人】

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患を有する人
- (2) 過去にけいれんの既往のある人
- (3) 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- (4) 間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患を有する人
- (5) ワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある人

【予防接種を受けた後の注意事項】

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) 副反応の多くは、24時間以内に出現します。この間は特に体調に注意しましょう。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすらないようにしましょう。
- (4) 予防接種を受けた後はいつもどおりの生活をしてかまいません。ただし、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- (5) 副反応が起こった場合は、速やかに医師の診察を受けて、市民健康課にご連絡ください。

【もしも、副反応が起こったら】

予防接種を受けた後、まれに副反応が起こることがあります。副反応が起こった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。その後、市民健康課に連絡してください。

【健康被害救済制度について】

予防接種後、重い副反応が生じ、入院治療が必要であったり、障害が残るといった健康被害が生じた場合に、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであったときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医薬品副作用被害救済制度」が適用となります。

申請が必要となった場合は、診察した医師と市民健康課へご相談ください。

（お問い合わせ）鎌倉市 健康福祉部 市民健康課

0467（61）3979（直通）



（市ホームページ）